

10951P-00

重要論点をモレなく制覇★「決め打ち」の1000問!!

過去の全出題・23年分（H13～R5年）を徹底分析★

# 管理業務主任者 一問一答セレクト 1000

暗記シート  
付き!



出題論点  
完全網羅!

TAC管理業務主任者講座 編

2024  
年度版

重要論点の  
スピード攻略  
&  
基礎力UP!

独学をサポート★  
TAC  
「情報会員」  
法改正フォロー  
も万全!

売上シェア  
No.1  
マンガ・管業受験対策書籍  
大手書店調べ※



TAC出版  
TAC PUBLISHING Group

## はじめに

管理業務主任者試験は、ここ数年**難易度が上昇傾向**にあり、十分な受験対策をしていないと合格することが難しい試験となっています。この試験に合格するために必要不可欠となるのが、過去に出題された本試験の問題（過去問）の内容を十分検討し、きちんと理解しておくことです。

本書は、当試験の創設以降**23年分のすべての過去問**から直近の出題傾向に基づいて重要問題を厳選し、簡潔でわかりやすい解説を加え、一問一答形式に編集した問題集です。本書を繰り返し利用されることで、合格に必要な知識を、**短期間で効率良くマスター**していただくことができます。

本書を手にした皆さんが、**合格の栄冠**を勝ち取られ、管理業務主任者としてご活躍されることを願ってやみません。

2024年2月

TAC管理業務主任者講座

本書の執筆は、2024年2月現在施行の法令等に基づいています。法改正等については、「**法律改正点レジュメ**」をWeb登録で無料でご提供いたします。

**【登録方法】** お手元に本書をご用意の上、インターネットの「情報会員登録ページ」からご登録ください（要・**パスワード**）。

**【登録用パスワード】**

**【登録期限】** 2024年11月1日まで

# 本書の効果的な利用法

1問ごとに4段階で「重要度」を表示しています。

- 重要度 S\*\*\* 今年の出題が予想される最重要事項です！
- 重要度 A 過去に3回以上の出題実績がある頻出事項、もしくは2回の出題でも絶対押さえておくべき基本事項です。
- 重要度 B 過去2回の出題がある、もしくは1回の出題でもきちんと押さえておくべき事項です。
- 重要度 C 過去1回のみ出題ですが、今後も出題される可能性のある事項です。

## 第11章

## マンション管理適正化法

### 1 総則

重要度 S\*\*\*

問 1

□□□

2人以上の区分所有者が居住している専有部分のある建物およびその敷地のほかに、駐車場、ごみ集積所等の附属施設もマンションに含まれる。

間違ったら必ず「レ」印をつけておきましょう。弱点のチェックと試験直前の補強に役立ちます。

過去23年分（2001～2023年度）の全出題問題から頻出かつ重要な1000肢を厳選、インプット学習に便利な○×形式で収録しました。この1冊で合格のための基礎知識は、ばっちりカバーできます。

重要度 S\*\*\*

問 2

□□□

二以上の区分所有者が存在し居住の用に供されている建物で、居住している者がすべて賃借人である建物とその敷地および附属施設は、マンションに該当する。

重要度 A

問 3

□□□

二以上の区分所有者が存在し、事務所および店舗の用にのみ供されている建物は、マンションに該当する。

重要度 S\*\*\*

問 4

□□□

二以上の区分所有者が居住の用に供する建物を含む5棟の建物の所有者の共有に属する一団地内の土地および附属施設は、マンションに該当する。

その章で着目すべき論点を簡潔にまとめています。問題に**チャレンジする前に一読**すると理解がスムーズです。

「出題年度」を表示しています。

付属の**赤シート**で正解を隠してチャレンジしましょう。

設問に**関連する知識**をまとめています。

設問と**対比させて覚えておきたい重要ポイント**です。

**CHECK POINT**  
全範囲を網羅的に学習する必要がある。類似の問題が出題されるので、過去の演習が最も効果的。繰り返し解いて正確な知識を身につけよう。

[H16]  
**答 1** 品確法の「新築住宅」とは、新たに建築された住宅で、まだ**人の居住**の用に供したことがないものであり、建設工事完了の日から起算して**1年**を経過していないものをいう（品確法2条2項）。

**ココも注意!** 品確法の「新築住宅」には、一戸建住宅だけでなく、**マンション**も含まれる。

[H16]  
**答 2** 実際に居住している者がすべて賃借人であっても、**2**以上の区分所有者が存在し、居住の用に供されているのであれば、建物とその**敷地**および**附属施設**は「マンション」である。

**比較しよう!** 全戸を1人で所有し、各戸を居住用としてそれぞれ異なる人に賃貸しても、その建物は「マンション」ではない（**2**以上の区分所有者が存在しないため）。

ポイントをしっかりとまとめた簡潔な解説です。特に重要なキーワードや暗記すべき数字は**赤ゴシック**で表記しています。赤シートをかぶせれば、そのまま「穴埋め問題」として利用できます。

[H23]  
**答 11** 建物の床面積は、区分建物にあっては、壁その他の区画の**内側線**で囲まれた部分の水平投影面積により算出する（規則115条）。

1回目 2回目 3回目  
月 日: /11 月 日: /11 月 日: /11

173

学習の進捗と達成度を記録しておきましょう。

※図は、いずれも作成サンプルです。

# 目次

はじめに (3)

本書の効果的な利用法 (4)

管理業務主任者試験 受験ガイダンス (9)

## 第1編 民法・区分所有法等

### 第1章 民法 172問 ..... 2

- |              |    |                 |    |
|--------------|----|-----------------|----|
| 1 制限行為能力者等   | 2  | 2 意思表示等         | 6  |
| 3 代理         | 10 | 4 時効            | 16 |
| 5 共有等        | 22 | 6 抵当権・先取特権等     | 28 |
| 7 債務不履行      | 34 | 8 多数当事者の債権債務関係等 | 38 |
| 9 債権譲渡・債権の消滅 | 42 | 10 契約等          | 44 |
| 11 売買契約      | 48 | 12 その他の契約       | 50 |
| 13 不法行為等     | 62 | 14 相続           | 70 |

### 第2章 借地借家法 15問 ..... 76

### 第3章 区分所有法・建替え等円滑化法・被災区分所有法 146問 ..... 84

- |                     |     |           |     |
|---------------------|-----|-----------|-----|
| 1 総則                | 84  | 2 共用部分等   | 92  |
| 3 敷地利用権             | 100 | 4 管理者     | 102 |
| 5 管理組合法人            | 106 | 6 規約および集会 | 116 |
| 7 義務違反者に対する措置       | 134 | 8 復旧・建替え  | 136 |
| 9 団地                | 140 | 10 罰則     | 144 |
| 11 建替え等円滑化法・被災区分所有法 | 146 |           |     |

## 第2編 マンション標準管理規約・管理事務に関する諸法令

第4章	マンション標準管理規約	148問	154
1	総則・専有部分の範囲	154	
2	用法	156	
3	管理	162	
4	管理組合	174	
5	会計	202	
6	雑則	210	
7	団地型	210	
8	複合用途型	212	
第5章	不動産登記法	11問	216
第6章	宅地建物取引業法	28問	220
第7章	住宅品質確保法	12問	234
第8章	アフターサービス	7問	240
第9章	消費者契約法	9問	244
第10章	個人情報保護法	9問	248

## 第3編 マンション管理適正化法・マンション標準管理委託契約書等

第11章	マンション管理適正化法	95問	254
1	総則	254	
2	管理業務主任者	258	
3	マンション管理業者	266	
4	マンション管理適正化基本方針	290	
第12章	マンション標準管理委託契約書	77問	298
第13章	管理組合の会計等	48問	334
1	管理組会計の特徴	334	
2	滞納管理費等の処理	336	
3	管理組合の税務	344	
4	地震保険	350	

## 第4編 建物および設備の維持保全・関連諸法令

<b>第14章 建築基準法等</b> <b>110問</b> .....	354
1 建築基準法	354
2 耐震改修法	386
3 省エネルギー法	388
4 バリアフリー法	388
5 警備業法・自動車保管法等	390
<b>第15章 設備・構造</b> <b>153問</b> .....	398
1 エレベーター設備	398
2 消防法・消防用設備等	402
3 水道法・給水設備	410
4 排水設備・浄化槽法	418
5 その他の設備	426
6 建築構造の分類等	434
7 建築各部の構成	440
8 建築材料	440
9 コンクリート	444
<b>第16章 維持・保全</b> <b>62問</b> .....	452
1 大規模修繕・長期修繕計画	452
2 長期修繕計画作成ガイドライン等	452
3 劣化症状・診断等	460
4 防水・断熱・その他改修等	466

## 受験ガイドンス

**管理業務主任者**は、マンション等の管理の前提となる管理受託契約にかかる重要事項の説明から、受託した管理業務の処理状況のチェックやその報告まで、マンション管理の**マネジメント業務全般**を担っており、事務所ごとに、**30組合につき1名以上の設置**が義務付けられています。

管理業務主任者となるには、管理業務主任者試験に**合格**し、管理業務主任者証の**交付**を受ける必要があります。

### ■管理業務主任者試験の内容

試験内容（分野）	本書の該当章
① 管理事務の委託契約に関すること (民法、マンション標準管理委託契約書 等)	第1章・第2章・ 第12章
② 管理組合の会計の収入および支出の調定 ならびに出納に関すること (簿記、財務諸表論 等)	第13章
③ 建物および附属設備の維持または修繕に 関する企画または実施の調整に関すること (建築物の構造・設備・維持保全に関する知識 等および建築基準法、水道法等関係法令 等)	第14章～第16章
④ マンションの管理の適正化の推進に関す る法律に関すること (マンション管理適正化法、マンション管理適 正化指針 等)	第11章
⑤ 上記①～④のほか、管理事務の実施に関 すること (区分所有法、マンション標準管理規約 等)	第3章～第10章

# 管理業務主任者試験 受験ガイドンス

- 試験実施時期 12月3日(日) (令和5年度)
- 受験料 8,900円 (令和5年度)
- 試験機関 一般社団法人 マンション管理業協会  
[TEL] 03-3500-2721 [HP] <http://www.kanrikyo.or.jp>

■ここ数年の受験傾向 受験申込者数はほぼ1万6,000～2万人、合格点は32～37点、合格率は20%程度で、それぞれ推移しています。

## [学習のポイント]

本試験の出題内容は、マンション管理全般にわたるため広範囲ですが、**ある程度メリハリをつけて学習**することが試験対策として効率的です。具体的には、前出「**管理業務主任者試験の内容**」の表のうち、本書の第1章～第13章に該当する①②④⑤をまず重点的に学習して、しっかり得点を確保できるように準備しましょう。そして、本書の第14章～第16章に該当する③の分野は、毎年、事前準備が不可能なほどの難問が出題されたりもするため、「基本事項や過去問レベルの問題は落とさない」程度の習熟レベルを目指すことが、ムリなくムダなく、なるべく短期間で合格するためのコツといえるでしょう。

## [各章の学習方法]

**第1章 民法** 例年8問程度の出題です。民法の基本的な理解がないと区分所有法等他の法律のマスターも困難ですので、**ある程度時間をかけて学習**して“核”となる内容をしっかり理解することが肝要です。

**第2章 借地借家法** 例年1問程度の出題です。借地権については、試験の性質上出題はほとんどなく、借家権に関するものが中心です。**民法の賃貸借との比較学習**が大切です。

**第3章 区分所有法・建替え等円滑化法・被災区分所有法** 例年10問程度は出題され、また、区分所有法は、民法や標準管理規約と絡めた「複合問題」も多くみられる、マンション管理に関する最も基本的な

法律です。難問は少ないものの細かい規定についても出題される可能性が高いため、**基本事項は繰り返し学習**しておかなければなりません。建替え等円滑化法は、平成15～17、19、24、29、令和元、4年に各1問出題されており、狙われるポイントはマンションの建替えの主体である「**建替組合**」に集中していますが、「**マンション敷地売却決議**」も注意しておきましょう。そして被災区分所有法は、平成19年に1肢出題されたのみですが、区分所有法の「**建替え決議**」と比較しながら、基本事項は押さえておきましょう。

**第4章 マンション標準管理規約** 区分所有法や民法との「複合問題」を含めて、**例年8問前後**出題されています。標準管理規約は、**区分所有法と比較する視点をもって学習**することが大切です、**区分所有法の内容を変更する規定と、標準管理規約特有の規定**に注意しましょう。なお、条文だけでなく、「**関係コメント**」にもひととおり目を通しておきましょう。

**第5章 不動産登記法** 平成15年に1肢、18、21、23、28、30、令和2年に各1問出題されています。専門的で奥が深いので、受験対策としては、あまり時間をかけずに、**過去問で頻出**の「**登記の仕組みと手続**」と「**区分所有建物の登記**」を押さえておけば十分でしょう。

**第6章 宅地建物取引業法** 例年2問程度の出題です。その重要性から、**近年出題範囲が広がりつつある科目**ですが、手を広げすぎずに、過去に問われた内容をきちんと押さえておきましょう。

**第7章 住宅品質確保法** 平成13、14、16、18、19、22、28、29、令和元、2、4、5年に各1問、平成15年には2問出題されています。「**住宅性能表示制度**」「**紛争処理**」「**瑕疵担保責任**」の“**3本柱**”がありますが、民法の修正規定である「**瑕疵担保責任**」からの出題が多いことが特徴です。

**第8章 アフターサービス** 近年は出題がありませんが、民法や宅建業法、品確法との複合問題として出題されることがあります。

**第9章 消費者契約法** 平成17、18、23、26、28、30、令和3年に各1問出題されました。「**消費者契約の定義（消費者契約法の適用範囲）**」と「**消費者契約の免責条項の無効**」に関する**基本事項を押さえ、あまり学習に時間をかけない**ようにしましょう。

**第10章 個人情報保護法** 平成17, 20, 22, 25, 27, 30, 令和2, 5年に各1問、令和元年に1肢出題されました。「用語の定義」と「個人情報取扱事業者の義務」に関する**基本事項が出題の中心**ですので、そこに学習を絞りましょう。

**第11章 マンション管理適正化法** 例年5問出題されます。網羅的な学習が必要ですが、**難易度はそれほど高くない**ので、ぜひとも**満点を狙いたい科目**です。

**第12章 マンション標準管理委託契約書** 例年3～4問の出題です。試験では、条文だけではなく、管理委託契約の具体的内容を定めた「別表」や「関係コメント」についても細かく問われています。本書を解きながら内容をひとつひとつ確認し、次にテキストの読み込みもしてほしいところです。

**第13章 管理組合の会計等** 「会計の仕訳」に関する出題が2問、「標準管理規約・委託契約書・適正化法等の会計関連の規定」が1問、「税務」が1問、「管理費等の滞納処理に関する民事訴訟法等の知識」が1問程度、それぞれ出題されるのが、ここ数年のパターンです。仕訳で難問が出題される可能性もありますが、**過去問の範囲をきっちり押さえましょう**。  
なお、「会計の仕訳」の問題は、一問一答という形式上、本書には掲載しておりません。

**第14章 建築基準法等** 例年3問程度の出題ですが、建築関連の法律（耐震改修法、バリアフリー法）から2問程度出題されることもあります。**技術的かつ詳細な知識が問われることもあります**ので、頻出の過去問に関連する知識には、ひとつひとつ目を通しておきましょう。

**第15章 設備・構造** 例年4問程度の出題です。**細かい知識に関する出題が多い**ものの、基本事項や過去問に酷似した出題もよく見られるため、頻出である「エレベーター設備」「給排水設備」「消防用設備等」については、必ず押さえておきましょう。

**第16章 維持・保全** 例年3問程度の出題です。マンションの劣化症状やその診断・改修方法、長期修繕計画に関する事項等が主な内容です。**技術的な知識が必要**ですが、**過去問の範囲とその周辺の知識を確実に押さえる**ことに徹し、ムリをしないようにしましょう。

第 **1** 編

民法・  
区分所有法等

第1章 民法

第2章 借地借家法

第3章 区分所有法・建替え等円滑化法・  
被災区分所有法

## 1 制限行為能力者等

重要度 C

問 1

公序良俗に反する事項を目的とする法律行為は、無効である。

重要度 B

問 2

未成年者が、マンションの専有部分をその区分所有者から賃借した場合は、法定代理人の同意を得ているか否かにかかわらず、当該賃貸借契約を取り消すことができる。

重要度 A

問 3

成年被後見人であるAは、あらかじめその後見人の同意を得ることにより、第三者との間で、Aが所有し、居住しているマンションの一住戸のリフォーム工事に係る契約を有効に締結することができる。

重要度 S\*\*\*

問 4

成年後見人が、成年被後見人に代わって、成年被後見人が所有する居住の用に供するマンションの専有部分について抵当権を設定する場合には、家庭裁判所の許可を得なければならない。

重要度 B

問 5

被保佐人が保佐人の同意を得ることなく当該被保佐人が所有するマンションの一住戸を売却した場合、当該売買契約を取り消すことができる者は、被保佐人に限られている。

## CHECK POINT

近年出題範囲が広がりつつある分野だが、まずは本書収録の基本かつ頻出項目（意思表示、時効、債務不履行、契約不適合責任、相続等）を、正確に押さえよう。

[H15]

答 1 公序良俗に反する法律行為は、無効である（民法90条）。

⊙ ⚠️ **ココも注意!** 「公序良俗（公の秩序・善良な風俗）」とは、社会の秩序や一般的な道徳観念のことである。これに反する法律行為（契約）とは、たとえば、殺人契約、過大な利息を取るような契約をいう。

[H23]

答 2 未成年者が法律行為（契約等）をするには、原則として、その法定代理人の同意を得なければならないが、法定代理人の同意を得ないでした法律行為は、取り消すことができる（5条1項・2項）。

[R5]

答 3 成年被後見人の法律行為は、日用品の購入その他日常生活に関する行為を除いて取り消すことができる（9条）。つまり、成年被後見人の同意を得て行った法律行為（本問のリフォーム工事に係る契約）であっても、取り消すことができる。

[H23]

答 4 成年被後見人は、成年被後見人に代わって、その居住の用に供する建物またはその敷地について、売却、賃貸、賃貸借の解除または抵当権の設定等の処分をするには、家庭裁判所の許可を得なければならない（859条の3）。

[H28]

答 5 被保佐人が、不動産その他重要な財産に関する売買契約等の権利の得喪を目的とする行為をするには、その保佐人の同意を得なければならない（13条1項3号）。したがって、保佐人の同意を得ないでした本問の行為は、取り消すことができる（同4項）。そして、取り消すことができるのは被保佐人に限られず、被保佐人・保佐人・保佐開始の審判を取り消され行為能力者となった本人等である（120条1項）。

重要度 B

問 6

被保佐人が、自己の所有するマンションの専有部分につき大修繕のための請負契約を締結する場合には、保佐人の同意を得る必要はない。

重要度 A

問 7

Aが被保佐人である場合に、家庭裁判所は、Aの請求により、AのためにAが区分所有し、居住の用に供しているマンションの区分所有権等の売買について保佐人に代理権を付与する旨の審判をすることができる。

重要度 C

問 8

家庭裁判所が、被補助人であるAの補助人の請求により、Aが所有し、居住しているマンションの一住戸の区分所有権を売却することについてAの補助人の同意を得なければならない旨の審判をするためには、Aの同意が必要である。

重要度 C

問 9

被保佐人が、保佐人の同意を得ることなく当該被保佐人が所有するマンションの1住戸を売却した場合、相手方が被保佐人に対し、1ヵ月以上の期間を定めて、保佐人の追認を得るべき旨の催告をしたときは、相手方がその期間内に追認を得た旨の通知を受けなくても、その行為を保佐人が追認したものとみなされる。

重要度 C

問 10

被保佐人が、当該被保佐人が所有するマンションの1住戸を売却する際に、自らが行為能力者であることを信じさせるため、被保佐人であることを黙秘していたことが、他の言動などと相まって、相手方を誤信させ、または誤信を強めたものと認められる場合には、被保佐人はその行為を取り消すことができない。

[H23]

答 6

✕

被保佐人が**新築**、改築、増築または**大修繕**を目的とする請負契約を締結するには、その保佐人の**同意**を得なければならない(13条1項8号)。

[H17]

答 7

○

家庭裁判所は、**被保佐人本人**および一定の者(配偶者、四親等内の親族、検察官、保佐人、保佐監督人等)の請求によって、被保佐人のために**特定の法律行為**について保佐人に代理権を付与する旨の審判をすることができる(876条の4第1項)。

**ココも注意!**

本人以外の者の請求によって代理権付与の審判をするには、**本人の同意**がなければならない(同2項)。

[R5]

答 8

○

家庭裁判所は、**被補助人本人**、補助人等の請求により、**被補助人が特定の法律行為**(本問の被補助人が所有する住戸の区分所有権の売却)をするにはその**補助人の同意**を得なければならない旨の審判をすることができる(17条1項)。そして、この審判の請求が本人以外の者によりなされた場合には、被補助人である**本人の同意**が必要となる(同2項)。

[H28]

答 9

✕

被保佐人の契約の相手方は、**被保佐人**に対して**1ヵ月以上の期間**を定めて、その期間内にその**保佐人の追認**を得るべき旨の催告をすることができる。そして、被保佐人がその期間内にその旨の通知を発しないときは、当該契約は**取り消したものとみなされる**(20条4項)。

[H28]

答 10

○

制限行為能力者が**行為能力者**であることを信じさせるため**詐術**を用いたときは、その行為を取り消すことができない(21条)。そして、単に制限行為能力者であることを**黙秘**しているだけでは**詐術**にあたりないが、**黙秘**していたことが、他の言動と相まって、相手方を誤信させ、または誤信を強めたものと認められる場合には**詐術**にあたり、被保佐人はその行為を取り消すことができない(最判S44.2.13)。

## 2 意思表示等

---

重要度 **B**

問 11

Aが、所有権を移転する意思がないにもかかわらず、Bとの間で、自己の所有するマンションの一住戸甲をBに売却する旨の契約を締結した場合に、Bがその真意を知り、または知ることができたときは、Aは、Bに対して当該契約の無効を主張することができる。

---

重要度 **S\*\*\***

問 12

AB間の契約の締結に当たり、AB間で通謀虚偽表示があった場合には、AB間の契約は無効であり、この無効は善意の第三者に対抗することができる。

---

重要度 **S\*\*\***

問 13

甲建物を所有するAが、同建物をBに売却する旨のA B間の契約を締結した。本件契約を締結するに当たり、Bが、甲建物を乙建物であると誤認して買い受けた場合には、Bは、自らが甲建物を乙建物であると思ったことについて重大な過失があるときでも、Bに移転登記がなされていない限り、本件契約の取消しを主張することができる。

[R3]

答 11



Aは、所有権を移転する意思がないにもかかわらず、Bと売買契約を締結しているので、Aの意思表示は心裡留保である。心裡留保による意思表示は、原則として、**有効**であるが（93条1項）、相手方がその意思表示が表意者の真意ではないことを知り（**悪意**）、または知ることができたとき（**善意有過失**）は、その意思表示は**無効**となる（同ただし書）。

[H17]

答 12



相手方と通じてした**虚偽の意思表示**は、**無効**とする（94条1項）。そして、この意思表示の**無効**は、**善意の第三者**に対抗（主張）することが**できない**（同2項）。

**ココも注意!**

この場合、第三者は善意であればよく、その事情を知らないことに**過失**があっても、Aは、Cに対して**無効**を対抗することが**できない**（大判S12. 8.10）。

[H26]

答 13



①意思表示に対応する意思を欠く**錯誤**（表示の**錯誤**）、または②表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する**錯誤**（動機の**錯誤**）は、その**錯誤**が法律行為の目的および取引上の社会通念に照らして重要なものであるとき（**重要な錯誤**）は、**取り消す**ことができる（95条1項）。ただし、**錯誤**が表意者の**重大な過失**（**重過失**）によるものであった場合には、原則として**取り消す**ことができず、例外として、①相手方が表意者に**錯誤**があることを知り（**悪意**）、または**重大な過失**によって知らなかったとき（**善意重過失**）、②相手方が表意者と同一の**錯誤**に陥っていたときは、**重過失**があっても**取り消す**ことができる（同3項）。本問の目的物の誤認は「①意思表示に対応する意思を欠く**錯誤**」であり、その誤認は法律行為の**重要な錯誤**であるが、表意者であるBに**重大な過失**があるので、Bは、登記の有無を問わず、**取消し**を主張することができない。

**ココも注意!**

**錯誤**による意思表示の**取消し**は、**善意無過失の第三者**に対抗することが**できない**（同4項）。

重要度 **A**

問 14

Aが、Bの詐欺を理由として、Aの所有するマンションの一住戸甲をBに売却する旨の契約を取り消した場合に、Aの取消し前に、Bが、その事情を知らず、かつその事情を知らないことについて過失のある第三者Cに甲を転売していたときは、Aは、Cに対して取消しの効果を主張することができない。

重要度 **S★★★★**

問 15

マンションのA管理組合とBマンション管理業者との間で管理委託契約が締結された場合、管理委託契約が、第三者CのAに対する詐欺によってなされたときには、Bは、契約を取り消すことができる。

重要度 **A**

問 16

AB間の契約の締結に当たり、Aが第三者から強迫を受けた場合には、Aは、その契約締結の意思表示を取り消すことができる。

重要度 **C**

問 17

マンションの管理組合Aが、管理委託契約を締結しているマンション管理業者Bに対して、郵便により、ある事項についての意思表示を通知した場合において、意思表示を通知したAの理事長（管理者）が、通知を発した後に死亡したときであっても、その意思表示の効力は失われない。

重要度 **C**

問 18

AB間の売買契約を、売主Aが、買主Bの詐欺を理由として取り消した場合においては、Aの原状回復義務とBの原状回復義務とは同時履行の関係に立たない。

[R3]

答 14

✕

詐欺による意思表示は、**取り消す**ことができる（96条1項）。しかし、その取消しは、その事情を知らず、かつその事情を知らないことについて過失がない（**善意無過失**）取消し前の第三者に対抗することができない（同3項）。Cは、取消し前の第三者であるが、事情を知らないことに過失があるので、Aは、Cに対して取消し効果を主張することができる。

[H20]

答 15

✕

相手方に対する意思表示について**第三者が詐欺**を行った場合においては、**相手方がその事実を知り（悪意）**、または**知ることができた（有過失）**ときに限り、その意思表示を取り消すことができる（96条2項）。この場合、取消権を有するのは、だまされた**A**である（120条2項）。

[H17]

答 16

○

強迫による意思表示は、**取り消す**ことができる（96条1項）。相手方に対する意思表示について**第三者が強迫**を行った場合、相手方の**善意・悪意**にかかわらず、その意思表示を取り消すことができる。

**ココも注意!**

強迫による取消しは、取消前の**善意無過失の第三者**に対抗することができる。

[H24]

答 17

○

意思表示は、その通知が相手方に**到達した時**からその効力を生ずる（97条1項）。しかし、表意者が通知を発した後に**死亡し**、意思能力を喪失し、または**行為能力の制限**を受けたときであっても、意思表示は、影響を受けず、**到達**により効力を生ずる（同3項）。

[R1]

答 18

✕

取り消された行為は、初めから**無効**であったものとみなされ（121条）、両当事者は**原状回復義務**を負う（121条の2第2項）。そして、売買契約が詐欺を理由として有効に取り消された場合における当事者双方の**原状回復義務**は、公平の観点から**同時履行**の関係に立つ（533条、最判S47.9.7）。

重要度 **B**

問 19

売主の詐欺によりマンションの1住戸の売買契約が締結された場合、買主の意思表示の取消権は、追認をすることができる時から5年間行使しないとき、また意思表示の時から20年を経過したときは消滅する。

### 3 代理

---

重要度 **C**

問 20

マンションの管理組合Aの管理者Bが、その職務に関し、C会社との間で取引行為をした場合、Bが、Aのためにすることを示さないでした意思表示は、Cが、BがAのためにすることを知っていたときでも、Bがした意思表示の効果はAに帰属することはない。

重要度 **S★★★**

問 21

行為能力者であるAが、Cを代理人としてAが所有するマンションの一住戸甲を第三者に売却した場合に、代理行為の時にCが被保佐人であったときは、Aは、Cの制限行為能力を理由に、甲の売買を取り消すことができる。

重要度 **A**

問 22

マンションの管理組合Aとマンション管理業者Bとの間で管理委託契約が締結された。本件契約がAの管理者であるCの錯誤に基づいて締結された場合には、Aは、Cに重大な過失があるときでも、同契約の取消しを主張することができる。

2024年度版 管理業務主任者 一問一答セレクト1000

発行日 2024年3月31日

初版発行

編著者 TAC株式会社 (管理業務主任者講座)

発行者 多田敏男

発行所 TAC株式会社 出版事業部 (TAC出版)

〒101-8383 東京都千代田区神田三崎町3-2-18

電話 (営業) 03-5276-9492

FAX 03-5276-9674

<https://bookstore.tac-school.co.jp/>

© TAC 2024

管理コード 10951P-00

〈ご注意〉

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されている著作物です。本書の全部または一部につき、無断で複製(コピー)、転載、改ざん、公衆送信(ホームページなどに掲載すること(送信可能化)を含む)されると、著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合、および本書を使用して講義・セミナー等を実施する場合には、小社宛許諾を求めてください。